

一般社団法人日本胸部外科学会会員懲戒規則

第 1 章 総 則

(本規則の目的)

第 1 条 この規則は、この法人（以下、本会と略記）が、本会の定款（以下、定款と略記）第 9 条に基づき、本会会員（以下、会員と略記）に対し除名又は懲戒を行う場合において、除名又は懲戒に関する手続きが公正・迅速に処理されるために必要な事項を定め、本会の秩序を維持するとともに、本会の信用及び名誉を保持することを目的とする。

(本規則の濫用の禁止)

第 2 条 本規則は、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。また、真にやむを得ない場合にのみ適用することとし、本規則を濫用してはならない。

第 2 章 除名又は懲戒

(除名又は懲戒)

第 3 条 本会理事長（以下、理事長と略記）は、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、除名又は懲戒することができる。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名または懲戒すべき正当な事由があるとき。

(除名又は懲戒の効果)

第 4 条 除名又は懲戒の効果は以下の通りとする。

- 1) 除名 その処分を受けた時から会員の身分を喪失する。
- 2) 会員資格の停止 会員としての資格を停止し、その処分を受けた時から処分期間が満了するまで、役員、委員会委員及び評議員の地位並びに権限が停止され、本会が主催あるいは共催する学術集会に対する参加、演題の応募及び当会学会誌における論文の投稿ができない。また、当該期間について会員歴として記録されない。ただし、情状に応じ処分の内容を減ずることができる。会員資格停止の期間は、3 年を超えない範囲内において、これを定める。
- 3) 戒告 事後の学会活動において、戒告の内容を十分に留意して活動するものとする。

(除名又は懲戒権者)

第 5 条 除名又は懲戒は、倫理・安全管理委員会の答申に基づき、本会理事会（以下、理事会と略記）においてこれを審議し、理事会の決議に基づいて、理事長がこれを行う。

2 前項にかかわらず、会員を除名する場合には、理事会の決議に加え、評議員会において総評議員の 3 分の 2 以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、評議員

会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 除名又は懲戒手続

(審査請求受理の通知)

第 6 条 倫理・安全管理委員会は、理事長から審査請求があったときは、すみやかに審査の期日を定め、対象会員に対し、書面をもってその旨を通知するとともに、聴聞及び弁明の機会を与えなければならない。

(聴聞の開催)

第 7 条 聴聞は、倫理・安全管理委員会が行い、委員長がこれを主宰する。

(聴聞の通知)

第 8 条 倫理・安全管理委員会は、聴聞を行うにあたっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 1) 予定される除名又は懲戒の内容
 - 2) 除名又は懲戒の原因となる事実
 - 3) 聴聞の期日及び場所
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下、証拠書類等と略記）を提出し、又は倫理・安全管理委員会がやむを得ないと判断した場合、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(代理人)

- 第 9 条 対象会員は、倫理・安全管理委員会がやむを得ないと判断した場合、代理人を選任することができる。
- 2 代理人は、各自、対象会員のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
 - 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
 - 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した対象会員は、書面でその旨を倫理・安全管理委員会に届け出なければならない。

(参加人)

第 10 条 倫理・安全管理委員会は、必要があると認めるときは、対象会員以外の者であつて利害関係を有するものと認められる者に対し、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

(聴聞の期日における審理方式)

- 第 11 条 聴聞の期日は、委員長がこれを指揮する。
- 2 委員長は、最初の聴聞の期日の冒頭において、予定される懲戒の内容並びにその原因と

なる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

- 3 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに委員長の許可を得て倫理・安全管理委員会委員に対し質問を発することができる。
- 4 倫理・安全管理委員会委員は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、対象会員若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促すことができる。
- 5 倫理・安全管理委員会は、対象会員又は参加人の全部又は一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、倫理・安全管理委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(対象会員・参加人の不出頭の場合における聴聞の終結)

第 12 条 委員長は、対象会員の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部又は一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 委員長は、前項に規定する場合のほか、対象会員の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書等の作成及び理事会への答申)

第 13 条 委員長は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 委員長は、聴聞の終結後、すみやかに除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員等の主張に理由があるかどうかについての倫理・安全管理委員会の意見を記載した報告書を作成し、前項の調書とともに理事会に提出するとともに、倫理・安全管理委員会として除名又は懲戒についての意見を決議し、その結果を理事会に答申しなければならない。

(除名又は懲戒の審議)

第 14 条 理事長は、理事会が倫理・安全管理委員会より答申を受けたときは、理事会を直ちに招集する。

- 2 理事会は、対象事案について、倫理・安全管理委員会より提出された聴聞調書及び報告書に基づき、対象会員に対する除名又は懲戒の要否について審議を行う。
- 3 理事会は、前項の審議が終了後、直ちに、審議の結果及びその理由を理事長に報告する。

(聴聞の再開)

第 15 条 理事会は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、倫理・

安全管理委員会に対し、倫理・安全管理委員会より提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

(除名の場合の評議員会の決議及び弁明の機会の付与)

第 16 条 理事会は、対象会員を除名する旨の決議を行った場合には、次に開催される評議員会において対象会員を除名する旨の議題を上程し、その会員に対し、評議員会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

2 理事会は、評議員会の開催日までには相当な期間において、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 1) 理事会における審議の結果及びその理由
- 2) 決議が予定される評議員会の開催期日及び場所

3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 1) 評議員会で決議する前に弁明の機会が付与されること

(除名又は懲戒の方式)

第 17 条 理事長は、評議員会において対象会員を除名する旨の決議がなされたとき、又は理事会より対象会員を懲戒する旨の報告を受けたときは、すみやかに除名書又は懲戒書を作成し、その言渡をしなければならない。

2 言渡の期日は、除名又は懲戒を受ける対象会員に対し、直ちに通知する。

(除名書又は懲戒書)

第 18 条 除名書又は懲戒書には、除名又は懲戒を受ける会員の氏名、住所、除名又は懲戒の主文及び理由を記載し、理事長が署名押印する。

2 除名書又は懲戒書原本は、本会に保存する。

3 除名書又は懲戒書の正本及び謄本は、本会事務局長が作成してこれを認証する。

(言渡)

第 19 条 除名又は懲戒の言渡は、言渡期日に、理事長が除名又は懲戒を受ける会員に対し、除名書又は懲戒書の除名又は懲戒の主文を朗読し、理由の要旨を告げて行う。

2 前項の言渡は、除名又は懲戒を受ける会員が出頭しなくてもすることができる。

(除名書又は懲戒書正本の送付)

第 20 条 理事長は、前条の言渡後すみやかに除名又は懲戒を受けた会員に、除名書又は懲戒書正本を送付しなければならない。

2 郵便によって送付するときは、配達証明取扱の書留郵便による。

3 除名書又は懲戒書正本の送付を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、除名書又は懲戒書正本の送付をすることができないときは、公示の方法によってこれを行うことができる。

4 公示の方法による除名書又は懲戒書正本の送付は、本会がその除名書又は懲戒書正本を保管し、その送付を受けるべき者に交付する旨を本会事務所に掲示してこれを行う。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して 7 日を経過した時に、除名書

又は懲戒書正本の送付があったものとみなす。

(効力の発生)

第 21 条 除名又は懲戒は、言渡により効力を生ずる。ただし、除名又は懲戒を受ける会員が言渡期日に出頭しない場合は、除名書又は懲戒書の正本が除名又は懲戒を受ける会員に到達（公示の方法による場合を含む。）した時に効力を生ずる。

(除名又は懲戒をしない場合の措置)

第 22 条 理事長は、理事会より、対象会員を除名又は懲戒しない旨の決議の報告を受けたときは、書面をもってその旨を対象会員に配達証明取扱の書留郵便により通知しなければならない。

2 前項の通知を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、前項の通知ができないときは、第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(不服申立ての制限)

第 23 条 理事長が、この規則の規定に従い行った除名又は懲戒について、対象会員は不服申立てをすることができない。

第 4 章 規則の変更及び廃止

(変更)

第 24 条 この規則は、理事会及び評議員会の決議によって変更することができる。

(廃止)

第 25 条 この規則は、理事会及び評議員会の決議によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、一般社団法人日本胸部外科学会の設立の日から施行する。